平成２２年（フ）第３０号
山梨県大月市七保町葛野1557、住民票上の住所山梨県大月市賑岡町畑倉2172番地
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
山梨県富士吉田市上吉田4204番地の４　小林ビル第一302号
債務者　相澤　克明
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
山梨県南都留郡西桂町小沼898番地11
債務者　酒井美佐子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
滋賀県湖南市夏見954番地３
債務者　山戸栄美子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０号
大津市滋賀里３丁目10番９号
債務者　増田　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
滋賀県高島市新旭町新庄912番地２　コートクサニーハイツ２号
債務者　菅野　勝夫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
滋賀県湖南市三雲633番地５
債務者　谷澤ちとせ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９７号
大津市日吉台２丁目30番13号
債務者　荻野　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１７号
大津市仰木６丁目23番３号
債務者　武田由起子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
滋賀県草津市草津１丁目２番17号
債務者　大村　紘子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４２号
滋賀県湖南市下田1843番地76
債務者　大石工務店こと　大石　友和
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
滋賀県守山市水保町503番地
債務者　小山　正則
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
滋賀県守山市播磨田町1430番地３　県営住宅Ａ棟56号
債務者　井上　勝見
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
滋賀県守山市岡町５番地の２　市営住宅Ｄ棟３号
債務者　前垣智恵美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番４―101号
債務者　廣田　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市田島565番地５　山部アパート５号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目13番８号
債務者　坂本　優貴
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
鳥取県米子市浦津235番地２
債務者　神門　眞一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８４号
鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉1098番地
債務者　松原　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部